

に之等の機具に對しては其撰擇、使用、及其保管等に關して機械學上優れたる熟練伴ふべきことを條件とせざるべからざるに至れり、而して尙其生産せる諸材料の管理に關する方法等に就ては當然技巧的の熟練を要すべきは論を俟たず要するに現代の道路建設者は複雑せる具つ特種なる其等の機具に對して獨特の技倆を有すべき必要を認めらるゝに至れり。

現代に於ける土木工業に關しては種々特殊なる専門的の條項を必要とすべし即ち第一土木工事の施設は之を政府の經營に一任すべきこと第二輸送機關をして可及的迅速に、多量に、且つ其重量をして多大ならしむべきこと第三可及的多方面の種類に涉りて其材料撰擇し道路面の強固に就き研鑽を遂ぐること第五土木工業の發達に伴ひ尠大なる工事計畫を進行せしむる以前に於て各種の方面に涉る詳細なる調査を必要とすべ

く、同一理由に基き道路建設に對し下の條項を必要とすべし

一、工業學校に於て公道輸送に關する豊富なる智識を授くること

二、道路及道路建設に關する教科書の數を増加せしむること

要之、過去年世紀に於ては公道に對する記録せらるべき其施行方法に關する重大なる變化は之を發見すること能はざるも、其道路建設に關しては不斷、發達膨長の時期を重ねたるを見るべし即ち五〇年前に於て其公道が單に旅行者を通行せしめ得る目的のみに止りたるが如きに比し、現在に於ける道路が世界の志向上の推移に伴ひ、多大の變遷を來し、其施設上特種の條件を必要とするに至りたるは著しき事實として數ふるに足るべし。

都市計畫法制及行政改善の議

S S 生

一、都市計畫法は市制の根本精神を没却するものである、都市計畫とは交通衛生保安經濟等に關し永久に公共の安寧を

維持し又は福利を増進する爲の重要施設の計畫であるが、都市計畫及都市計畫事業は市自治體の權限に屬しない、別に官僚的要素の濃厚なる都市計畫委員會なる議決機關を設け其の議決を経て主務大臣之を決定し内閣の認可を受けて確定する、唯都市計畫事業の執行は市長之に當るのが原則であるが市長は國の機關たる地位に於て執行するので市自治體としては都市計畫事業の經費負擔に任ずる丈けである經費は自治體負擔すべし計畫事業は別の機關之を決定すと謂ふは自治の根本を破壊するものである

二、從て都市計畫法第二條の指定を受けたる市は市公共事務中永久に公共の安寧を維持し市民の福利を増進すべき重要施設を處理するの權限を剝奪せられたるものである常に一時的眼前姑息の輕易なる計畫施設を爲せば足るのである、我國都市行政が不振であつて都市百年の大計たるべき施設なしと論難するものと法律が明文を以て永久的重要施設を都市自治權より剝奪して居る事を記憶する必要がある

三、尤も重要施設に付ても經費負擔の義務があるので豫算案財源關係等に付て市會の議決を経、且經費支辨の如何は都市計畫事業實現の死命を制するので事實に於ては市自治體は其の意思を枉げられない譯であるが、法理上に於ては單

に經費負擔の義務がある丈けで計畫及事業が其の意に反するの故を以て經費支辨を拒むことを得ないのである、更に他の機關に依て定められた計畫施設に付受動的に經費支辨の議決をすることと積極的に事業及計畫を考案して實現に努むることとは大差がある、自治の本旨が地方公共の利害に關する政務を市民各自の裁斷に任せ其の發興を期せしむるに在つて都市計畫法制及行政が之を破壊するものであることは明かである

四、抑々都市は一國文化の淵藪である、各般の制度施設は先都市に於て其の成果を結ぶを理想とする、且都市の自由都市住民の自治獨立は世界史上傳統的にして高尚なる信念である、

獨り我國都市は自治權の重要部分を剝奪せられねばならぬ理由があらうか、普通選舉の實行は單に時期の問題であり陪審制度は確立したる今日に於て尙我國都市自治を否認することは適當であらうか將又邦家の爲利益とする所であらうか

五、都市計畫法が都市自治權を剝奪するものであることは余の一家言ではない、同法の立案者たる池田宏氏の認むる所である(都市經營論、都市計畫法制要綱)之を認めて尙同

法が制定せられたる事竝に地方自治の發達振興に深甚の注意努力を拂ふべき地方局の諸君が黙々として同法の制定を看過した事は余の諒解に苦しむ所である

參照

池田氏意見「都市計畫の中樞機關をして自治制の規定如何に拘らず全然獨立の意思を以て市政に關する一切の重要問題を處理せしむる如くんは都市計畫法を施行せる地域内の市町村に對しては寧ろ市町村制を廢するに如かずと云ふ結果になる」

「都市計畫法の内容を檢するに自治制に關する立法論を主として論難すると兎角の批評を試むるの餘地なしとせず」

「官治ともつかず自治ともつかぬ又變態の委員會政治を以て之が解決策の中樞機關としたのも畢竟窮餘の一策であらう、此の委員會政治たる素自治當局の欲せし所なりと雖自治の本義より見れば到底正道に非ずして權道のみ」

六、都市計畫法は獨り自治權を制限するに止まらず都市計畫の確定したるものは國の機關をも拘束する必要があると唱へる者があり従て高速度交通機關に關する都市計畫には國有鐵道と雖之に従ふことを必要とする、内務大臣が直接土木事業を執行する場合に於ても都市計畫委員會の議決を経ることを必要とすと云ふ、一應理路の非然たるものがある

か、元來帝國議會の議決に依り拘束せらるるの外國家の行政權の活動は自由であるべきである、主務大臣は全責任を以て其の主管に係る國政掌理の任に當るのである、然るに都市計畫の概念に包含せらるる行政事務に付ては其の内容に付帝國議會以外の議決機關の議決に依り羈束せらるると謂ふことは行政法上の大異例である、憲法上不都合であるやの疑なしとせない、(或は都市計畫法第三條に都市計畫委員會の議を経て主務大臣之を決定すとあり、議決を経ることを要するも決定は主務大臣之を爲すが故に差支なしと云ふものがある、(松本法制局長官の説明)之は文字論に依て糊塗せむとするものであるが議決を経ることの眞意義を正面より解すれば右の如き見解を以て瀾縫することは出来な

いと思ふ。)

七、併しながら都市計畫法を正當に解釋し都市重要施設の計畫は渾て都市計畫として都市計畫法に依り委員會の議を経て居るか云へば行政の實際に於ては都市計畫法の如き都合なる法律は始終無視蹂躪されて居る、元來自治權を蹂躪し行政系統を紊亂するの法制であるが故に其の法制自體を無視蹂躪されるに至つたのであらう。

(4) 東京市唯一の交通機關たる電氣事業は民營の時代に

於ては市區改正委員會の議を経たることがあるが市營となつてからは市區改正事業又は都市計畫事業としない、

(ロ) 荒川改修工事は市區改正又は都市計畫と没交渉である

(ハ) 横濱神戸の港灣工事亦然り、東京築港は明治初年以來市區改正事業都市計畫事業として企畫せられた沿革があり、曩に復興計畫に入れてあつたが審議會の意見に従ひ復興計畫と切り離された

(ニ) 總額三千九百五十萬圓六ヶ年繼續事業たる東京市路面改良事業は都市計畫に屬しない尤も同様の大阪市の路面改良事業は都市計畫に屬して居る、

(ホ) 澁谷町其の他の郊外町村の水道事業亦然り

(ヘ) 京濱國道も同様である、

(ト) 道路法の制定郡制の廢止に依る府縣道市町村道認定も都市計畫と無關係に行はれて居る様である

其の外觀念上都市計畫に屬すべき學校の如きは勿論公設市場府市管住宅公衆食堂等の教育施設社會政策的施設家賃の低廉にして而も衛生的なる住宅供給は歐米の都市計畫には重要な地位を占めて居るは從

來都市計畫として考慮された事例がない

八、一體各種の事業に付ては夫々精細なる規定存し之を主管する官廳に拘らず之を都市計畫とし更に繁瑣なる手續を履むの實益が那邊にあるか、唯無用の手續を爲すに過ぎない、都市永遠の利福となるべき重要施設に關して都市

計畫委員會の如き無責任なる片手間機關に一任して事功の擧がるべき筈がない、從て性質上都市計畫に屬すべき事業を都市計畫法と關係なく自治體又は國が遂行しても何等遺憾とすべきではない論者或は都市計畫は都市を一箇の有機體として各種の計畫事業渾融一系統を成すが如く連絡統一の必要がある、從て都市計畫委員會を必要とすると謂ふ、此の見地からすれば前記の如き重要施設の多數が都市計畫と無關係に實行されて居ること市自治體內務省自體幾多の例外を作つて而も大局に於て何等支障のない事を見れば論者の説は單なる机上論に過ぎないことが明かであらう、

九、都市計畫事業の中心たる街路橋梁の新設擴築に付ても道路法に依る道路會議府縣會市町村會の諮問の手續を経ること並東京市に特置せられた道路評議會等と都市計畫委員會とは全然重複するものである街路系統幅員等の重要であることは勿論であるが最近制定に係る道路法制は十分に精細

なる規定を爲して居る此の上更に都市計畫法制に従ふことは重複であり權限の衝突を來すのである、所謂屋上屋を架する無用の機關である、道路行政の振興の上から見ても事務簡捷の見地から見ても都市計畫法制は無用である、從て東京府内に於ける國道府道市道町村道の路線認定は都市計畫法制と没交渉に行はれたのである、

十、計畫の統制又は統一と云ふが如きは無用の抽象觀念である、都市計畫事業が諸般の關係交渉を有することは勿論であるが此の故に一の議決機關たる委員會を要する結論とはならない、又各種の専門知識を集める必要があると云ふが議決機關に各専門家を入れて好結果を來す見込はない、一體統制又は統一は行政首腦者に於て必ずすべき事である、各部の行政は分科専門の方向に於て出來得る限り其の成績を挙げしめればよいのである、此の上よりしても都市計畫委員會の如きは佛國法と同様地方長官又は内務大臣が都市計畫を認可する場合の諮問機關として存置するは格別現在の如き議決機關としては無用の機關であつて、整理すべきものであると思ふ、

附 記

都市計畫局の如きも單に都市計畫の促進指導獎勵を目的

とするならば格別廣汎なる都市重要施設を爲すことは不能である、各部の専門家を入れることは土木衛生其の他の部局と全然重複する、從て單に消極的監督を爲すに止まる地方局を積極的指導勸奨の機關とし内外國都市施設を調査し都市施設の振興に共力するの任務を持たしむべきものであると思ふ

十一、都市計畫の觀念は現在の行政上の取扱から見て都市計畫法第一條に依て定むべきではあるまい、註文は偏りに抽象概念的に規定し一切の都市行政中の重要なものを意味するやに見えるが、之は常識から考へて不當である、世間亦都市計畫を右の如く廣汎には解しない、都市計畫は主として交通上衛生上の見地からする都市建設の計畫從て街路市内運河小河川公園廣場の新設擴張建築物に對する規格制限に限定せらるべきものであらう、上水道下水道事業軌道事業は都市計畫に附隨するものとして都市計畫事業とするも可なり、又之を別管とするも妨がないとすべきであらう、港灣荒川改修の如き大河川京濱運河の如きは都市計畫として關する重要施設の統一連絡と云ふ觀念に眩惑する人に限つて此等の事業を都市計畫に包摂し様とする丈けで行政の實

續竝其の事業を完成する上に於て都市計畫とすべき實益は特別稅徵收の途にあること受益者負擔を徵收する途のあること等の外殆ど無い、

丁二、夫にしても都市計畫事業を遂行するが爲には其の各般の事業に付平素絶えず精細なる調査計畫の必要がある、然るに之を掌理すべき都市計畫局にも都市計畫委員會にも到底各専門部門に涉つて十分なる調査機關を具ふることは不可能である此の故に都市計畫委員會官制は關係道府縣市町村に特定事項に付調査を爲さしむることを規定して居る、併しながら自ら計畫せむとする者であつて始めて完全なる調査が出来る、又他の機關の作つた調査を資料として計畫するが如きことも到底好結果を得る所以でない畢竟都市計畫委員會は之を都市計畫の中樞機關とすべきものではない、地方自治體の樹立した都市計畫に對し内務大臣の認可する場合に當つて意見を加ふる機關に改造すべきは當然であると思はれる、此の場合に於ても道路會議との權限の重複を避け連絡に關し意を用うべきは當然である（東京築港及高速度鐵道を都市計畫として議定する場合には同様に鐵道會議港灣調查會との關係を考慮する必要がある）

十三、從來の都市計畫法制及行政は東京市區改正の思想を踏襲し單に既成市街の改築に没頭して急激なる膨脹發展を爲しつゝある郊外町村（緊急施設を必要とし一日遅るれば一日公共團體並社會民人の受くる損害の多大なる事業）に對する施設を等閑視し何等の工夫を講じないのは甚しい誤である

十四、歐米各國の都市計畫が専ら郊外の市街と爲らむとする未開地計畫を主眼とするに對して我國の都市計畫は既成市街の改築のみを目的とするは著しき對照を成すものである、我國都市は木造家屋殊に一二層建物であり且頑々として火災があるので既成市街の改築を圖るは歐米に比して容易であり、殊に燒失地域に付ては其の機會を逸せず街路の擴張新設を爲すべきは當然である、併し之が爲めに郊外未開地の計畫を怠るべき理由は毫頭ないのである、東京市區改正條例は當初燒失地の市區改正を第一次とするの規定があつた、燒失跡地につき先づ市區改正を行ふこと、市街とならんとする未開地に先づ計畫をすること、は同一の理由から來る、公共團體並民人共に利益を得るのである、從來當局者が之を等閑視して來たことは驚くべき事である。

十五、東京地方委員會に於ては幾年郊外土地區劃整理に關す

る協議會を開いた長岡都市計畫局長の説明の一節を引用する。

「近郊町村に於ては其の發展極めて急なるものあるに拘らず之に適應すべき計畫の見るべきなく彼の道路の改修計畫の如きも只數條の幹線に止まり未だ以て全般を律するに足らず其の他何等據るべきの規準なくして徒らに家屋を増設して益混亂に陥らむとするの實狀に在り、今や各種地域の決定も近く其の實現を見むとするに當り土地の利用を増進し且家屋の建設其の他の施設に關し據るべきの規準を確立する爲土地の區劃整理を斷行するの極めて急務たること多言を要せずして明なり。」

右協議會は九月以降毎月一回會合する筈（參加者府、市、警視廳）であつたが震災の爲め中絶して居る。

十六、現行法が東京都市計畫を認むるのみで都市計畫區域内各町村の都市計畫を認めないことは計畫の統一の觀念に累せられて事の實際を辨ぜざるものである、現在の東京都市計畫が市内の計畫に没頭するは沿革上からも東京都市計畫と云ふ一般觀念からも委員會の組織から見ても及都市計畫事業の執行者を原則として市長とした事から見ても止むを得ないのである。

従つて從來都市計畫で郡部に關するものは東京府知事の執行する所謂放射線、環狀線道路に限るのである、現在の儘で推移するならば三十餘の隣接町村に付て計畫の出来ることは到底望み得ない有様である。

十七、勿論市及隣接町村を貫通する幹線街路が系統的に造らるべきは當然であるが、之は國道府道認定に依つても又は現に決定して居る幹線に依つても大體目的は達し得られる、其れ以上の事は各町村の都市計畫で支障は無い、歐米各國では各都市の計畫があり之を一貫する計畫として地域的計畫を爲す順序に進むで居るのであるが我國では地域的計畫に類する一つの東京都市計畫あるのみで澁谷、品川、淀橋の計畫は皆無である、而かも都市計畫法は此の如き各町の計畫を認めないのである、之は不條理も甚だしいと思ふ。

十八、英國は千九百十九年人口二萬以上の市町村をして三年以内に都市計畫を樹立するの義務ありとし、佛國も同年セーヌ縣では全部の町村、其他は人口一萬以上の市町村、急激に發展する町村、遊覽地又は名所舊跡のある町村は三年以内に都市計畫を樹立するの義務ありとの法制を設けて鋭意都市計畫施設の進捗を圖つて居る、之と同様の方向に進むには都市計畫法を改正するを第一義とするが其れ迄の間

は都市計畫法に依らず、路線決定、建築線指定、土地區劃整理の手段に依り手續は一般地方制度道路法に依つて進行せしむるの外は無い、而かも其實行には出來得る限り經費を要しない方法を探るべく且其方法にて充分であると思はれる、都市計畫法は燒失跡地の區劃整理にも規定が充分でないので併せて可成速かに改正の手續を爲すべきものと思ふ

一九、形式的には都市計畫事業ではないが事實に於て地方自治團體に於て大規模なる街路の擴築新設を爲した事例は枚擧に遑が無い、殊に一市街の大部に渉る火災のあつた後に於ては市と云はず町と云はず常に相當なる街路の擴築新設をして居る（沼津市、福井市、函館市、米澤市、福井縣下の大野町、武生町、勝山町）又郊外町村、近き將來に於て發展せむとしつゝある市街外れの場所に對し耕地整理法に従ひ又は適宜の方法に依り街路の新設擴築をなして市街の膨脹に備へた事例も多い、（神戸市外、靜岡市外、別府町、浦和町）都市計畫法を利用した事例は却て少ないのである、此の傾向を善導し援助する事に努めないで既成街路の改築を主眼とする法制又は大市街のみに適用あるが如き法制に甘ずる事は甚だ其の當を得ない事である、都市計畫委員會裁決の手續の如き無用の物は之を除いて財源、區劃整理、土地收

用等事業遂行を容易ならしむる規定は宜しく之を一切の地方自治體をして利用し得べからしむる、要があると思ふ、

二十、更に我國都市計畫事業は重要街路の改造に偏して貧民窟不衛生地區整理改造を等閑視して居る、更に住宅問題は毫も都市計畫行政の方面からは施設考究せられない、住宅問題解決の爲にする施設は尙貧弱で不十分ではあるが住宅組合を設置せしめて低利資金を供給し又府縣市町村に於て直接住宅を建築供給したのもある、篤志家公益法人の經營するものもある、一般的に、屋の供給を多くし建築を便宜にして低廉なる住宅供給の方法を講ずることは都市計畫として考慮すべきこと、思はれる、社會局に於て大正十二年度以降十ヶ年繼續事業として特殊部落の道路上下水の新設改良並地域の擴張建物の移轉又は取除け等の地區整理を實行するが如きことも之を地方改善事業（特殊部落改善）として部落民の嫌ふ形式とするよりも廣く不衛生地區整理事業とし實質的の都市計畫として實施するは一層實效を收め易いと思はれる。

三

二十一、都市計畫事業の内容は廣汎である廣汎なるが故に夫

々専門の都局を設けて各其の行政系統の中に於て成績を擧げしめるのである、其の利用關係の廣汎重大なるものには國家は夫々必要なる監督法制を立て、事業の認可設計起業の認可等詳細なる規定がある、尙之を以て足らずとすれば國家は或事業の認否を決する以前に於て必要なる諮問機關を設けて其の意見を聞くも宜からうし他の都局機關と商議するも宜からう、之が爲に都市計畫に關する特殊の機關を設くべき理由は無い。

二十二、實際に於て都市重要な施設計畫であつて都市計畫機關を出し抜きにして遂行せられるものが頗る多い即市街電車事業、河川改修事業、築港事業、京滙國道、京滙運河、市内道路鋪裝事業、郊外町村水道事業等である、而も之が爲に計畫の統一都市永遠の利益を阻碍したと認むべきものは毫も無いのである。

二十三、都市計畫法制は本來都市の重要施設の統一を圖ることを目的とす、然るに各事業の主管機關の外に別に機關を設けて權限の錯綜を來し行政系統を破壊して顧みない之を都市計畫事業の中心たる街路の新設擴築に付て見るに道路法制の下に都市に於ける道路行政は整然たる一系統を成し其の機關は定まつて居る、然るに都市計畫法制は別に一

機關を加へ且つ都市計畫施設としての手續を要求する爲に都市道路行政は重復したる機關の權限に感し責任の所屬を曖昧にして手續の繁殖を來して居る尤も都市計畫機關も土木行政機關も府市に於ては別に分立しないで其弊を見ないが内務省に於ては土木局都市計畫局の對立となり都市道路行政の都市計畫行政に屬する部分(但し其の範圍は明かでない形式的に都市計畫機關が自己の權限と定めたものに依る外は無い)と其他の部分とに分界されることとなつて居る、而も都市に於ても交通狀況都市生活を考慮して道路路線の認定をすることは道路法制系統の仕事とつて居る而して別に都市計畫たる路線決定なるものも存するのである。各其の順序手續を異にして居る筈に帝都復興審議會に於て帝都復興法案が道路法と抵觸する嫌ありと論議し尙都市の道路施設に關し往々都市計畫局土木局の間に論争を見るのは實に無理からぬ次第である、都市重要施設の統一を圖らむとする法制自體道路行政系統を破壊すると云ふことは蓋し極めて皮肉なる矛盾と云ふべきである。

二十四、都市計畫の重要困難なる時務たるは勿論である、困難にして重要なが故に出來得る限り之を助成し促進するの手段を講すべきである、之を以て歐米の法制に於ては固

より計畫の統一事業の連絡に就ては意を用ゐて居るが主眼とする所は各事業に對する本來の所管機關に對して事業遂行を容易ならしむるに必要な権限を附與し事業遂行に支障となるべき事項を除却するに在る、我法制は之と異なり本來の所管機關の権限を剝奪し制限し既存機關と重複する機關を設けて権限の錯綜を來し行政系統を破壊して顧みないのである、而も自ら稱して都市計畫の統一を圖ると云ふ其實沒條理であつて爲に事業の進捗を阻害し事功の擧がらざる結果を來たす事を覺らないのである即之を外國法制と等しく都市計畫機關に關する規定は之を削除し既存機關の権限擴張の方向に進むべきは争ふべからざる所であらう。

二十五、實質的に見たる都市計畫各施設は大都市たると小都

市たると郊外地たるとを問はず等しく必要である、殊に駸々として發展する大都市郊外町村の如きは却つて大都市既成市街の改造よりも先んじて施設すべき物である、現行法制は此等に付ても計畫統一の空名に自ら迷つて都市計畫區域の觀念を作り各郊外町村の計畫施設を等閑にする結果を招來した、且つ都市計畫自體も都市計畫委員會の組織や都市計畫區域設定の如き閑事業を得々として居る、實質的都市計畫各施設を遂行するが爲に必要な規定は宅地區劃整理建築線の設定土地收用受益者負擔其他の點に付き充分に之を充實して其規定は大小都市郊外地等苟も都市計畫施設を實行する自治體に於て總て之を利用し得るが如く法制を改正することは當然の筋道であると思ふのである。(了)

鐵道踏切に於ける自動車事故

一 記 者

道路の鐵道踏切に於ける事故の防止に關しては、道路と鐵道の双方より各研究されて居る問題であるが、最近鐵道踏切

に於ける自動車事故が遂時増加するので、鐵道省運輸局にては之が防止策に付意見の發表した併しながら我國に於て